



### パブリックコメントの結果をお知らせします

3月に実施した右の方針策定に向けてのパブリックコメントでは、3人の方から7件のご意見をいただきました。いただいたご意見と市の考え方は次のとおりです。

#### 【主なご意見】 (以下は三鷹市の考え方)

##### 方針全般に関して

コピキタス社会が進むことには賛成。しかし熟慮した方がよい。

本方針は、ICTの利活用により、市民のみなさんが暮らしの豊かさ、便利さなどを実感できる地域社会の実現を目指すものです。いただいたご意見の趣旨を踏まえて、具体的な施策の推進に努めます。

ICTを活用しながらも、コミュニティにおける「生身の人間の参加」を十分に視野に入れるべき。

本方針におけるまちづくりの基本目標は、ご意見と同様の観点に立つものです。ご意見の趣旨を踏まえ、「4本方針が目指すまちづくり」に、「対面的な関係や連携を支え、市民どうし、市民と市など、様々な民学産公の連携を重視して、実施して行くように努めます」との文言を加えました。

ICTに過剰な期待をかけてはならない。狙いを絞り着実に推進するべき。

ICTの活用は、目的ではなく、市民のみなさんが暮らしの豊かさ、便利さなどを実感できる地域社会をつくるための手段、道具であると認識しています。具体的な施策は、この方針に沿って実施していきます。

市民中心の地域社会の情報化推進を図るべき。

自治体の主権者は市民であり、市民本意の地域社会の情報化を推進すべきものと認識しています。ただ、この事業の推進にあたっ

ては、民学産公の協働が必要不可欠であると考えています。

##### 名称・用語に関して

コピキタスなるあいまいな言葉は不要である。

本方針の基本目標は、「いつでも、どこでも、誰でも」が豊かさ、便利さ、楽しさが実感できる地域社会の実現です。この「目標とする社会」を簡潔に表現する言葉として、「コピキタス・コミュニティ」という用語を用いました。なお、「コピキタス」という言葉はまだ十分に普及していないものであることから、用語の解説とともに、その内容を方針の中に記述しています。

##### 推進体制に関して

「推進本部」、「有識者会議」、「推進協議会」の設置は待つべき。

本方針に基づく具体的な事業を実行するためには、市役所内の関係組織が横断的に連携する推進体制が不可欠です。市長をトップとする「推進本部」を設置することで効率的な意思決定を行うことが可能となり、また、専門的な視点から助言や評価を行う「有識者会議」を置くことで、より安全かつ効率的な事業計画の策定、遂行ができるものと考えています。さらに、民学産公の協働による取り組みを進めることが大切であり、開かれた組織として「推進協議会」を設置することとしています。

確定した「三鷹市コピキタス・コミュニティ推進基本方針」の全文、いただいたご意見と市の考え方などは、市のホームページの「パブリックコメント」からご覧いただけます。また、情報推進室(市役所4階)相談・情報センター(市役所2階)市政窓口で配付しています。



## 「三鷹市コピキタス・コミュニティ推進基本方針」を策定しました

↓情報推進室 内線 2141

「いつでも、どこでも、誰でも」がICT(情報通信技術)の活用によって、暮らしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会(コピキタス・コミュニティ)の実現を目指し、「三鷹市コピキタス・コミュニティ推進基本方針」を策定しました。方針の概要は、次のとおりです。

1. 地域のICT利活用推進についての基本方針を定めています。  
2. コピキタス・コミュニティの実現に向けた5つの基本方針に基づき、コピキタス・コミュニティの実現を目指します。  
3. 「安全・安心な生活環境の実現」に向け、市民・事業者、関係機関、市との協働で、ICTを効果的に活用した「防犯対策の充実・強化」地域ケアの推進、子ども子育て

4. 地域社会の活性化の促進のために、ICT利活用推進の支援に関する情報提供の充実などに取り組みます。  
5. 「魅力ある教育・生涯学習の推進」を図るため、学校教育におけるICT利活用環境の整備と活用、地域イントラネットを生かした「ミニニ

ティスクールにおける情報交流の充実、生涯学習に関する情報提供の充実や図書館の利便性の向上などに取り組みます。  
6. 情報提供の充実と行政手続の利便性の向上のため、窓口のワンストップ化や協働コールセンターの検討などの総合窓口体制の充実・強化、行政手続の電子化の促進、情報リアプリー化などを推進します。  
7. コピキタス・コミュニティを支える基盤の整備のため、市民間の情報発信・情報交流の促進や市民参加の充実に向けたICT基盤整備の促進、行政内部の電子化・情報化の促進、情報セキュリティの確保などを図ります。

### 電子申請サービスの利用状況

↓情報推進室 内線 2141

市では、平成17年度から、東京都自治体共同運営サービスを利用した電子申請の取り扱いを行っています。

東京都電子自治体共同運営サービス(ホームページ) <http://www.e-tokyo.jp/> をご覧ください。

平成18年度の電子申請利用実績

担当部署	申請内容	合計
職員課	職員募集	460件
	嘱託員募集	34件
	基本健康診査	88件
	胃がん検診	88件
健康推進課	子宮がん検診	250件
	大腸がん検診	33件
	肺がん検診	17件
	乳がん検診	151件
	成人歯科健康診査	15件
	眼科検診	20件
	骨粗しょう症健診	10件
道路交通課	駐輪場申し込み	110件
合計		1,276件

### 市職員の公益通報制度運用状況

↓政策法務課 内線 2217

市では、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法・公正なものとするため、職員の公益通報制度を定めています。職員が市の事務事業に関し法令違反などがあることを知った場合

は、庁内に設置した公益通報委員会委員に通報でき、同委員会が事実の調査と市長への報告などを行うこととしていきます。平成18年度は、公益通報の実績はありませんでした。

### 住民基本台帳ネットワークシステムなどの運用状況

↓市民課 内線 2326

住民基本台帳ネットワークシステムは、各区市町村が保有しているみなさんの住民基本台帳情報のうち、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードといった基礎的な情報を全国的にコンピュータでネットワーク化し、さまざまな行政機関が本人確認をする必要があるときに参照できるようにしたものです。これによって、パスポートの申請や年金の現況届など、今まで行政機関への申請や届出の際に必要とされていた住民票の提出が不要になりました。

平成15年からは公的な証明書としても利用できる住民基本台帳カードの発行を開始するとともに、全国どの区市町村からでもみなさんに住民票をお渡しすることができるようになりました。さらに、平成16年には、インターネットを利用した行政サービスの

住民基本台帳ネットワークシステムは、各区市町村が保有しているみなさんの住民基本台帳情報のうち、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードといった基礎的な情報を全国的にコンピュータでネットワーク化し、さまざまな行政機関が本人確認をする必要があるときに参照できるようにしたものです。これによって、パスポートの申請や年金の現況届など、今まで行政機関への申請や届出の際に必要とされていた住民票の提出が不要になりました。

なお、この間セキュリティ障害・事故などは発生していません。

### 平成18年度の住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報更新処理件数

年月	更新処理件数	1日あたり件数
18年4月	5,625件	281件
5月	4,032件	202件
6月	3,770件	171件
7月	3,516件	176件
8月	4,268件	186件
9月	3,490件	175件
10月	3,772件	180件
11月	3,339件	167件
12月	3,478件	174件
19年1月	3,093件	163件
2月	3,975件	209件
3月	8,059件	384件
合計	50,417件	206件

### 住民基本台帳カード発行等件数

年度	住民基本台帳カード発行件数	住民票の写しの広域交付件数	電子証明書交付件数
平成16年度	516件	122件	70件
平成17年度	614件	88件	58件
平成18年度	785件	86件	145件